

第16回
東京地方裁判所委員会
(平成20年7月1日開催)

東京地方裁判所委員会(第16回) 議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

第1 日時

平成20年7月1日(火) 15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員) 池田修, 市村陽典, 伊藤聡, 岡田雄一, 唐津恵一, 北村敬子,
小粥節子, 斎藤義房, 佐久間達哉, 柴田寛之, 瀧澤泉, 田辺信彦,
田村浩子, 濱田和男, 丸山陽子, 宮山雅行, 我妻学, 渡辺雅昭

(事務局) 原田伸一東京地裁事務局長, 山本要一東京地裁民事首席書記官,
安原義人東京地裁刑事首席書記官, 渡邊直樹東京簡裁事務部長,
継田剛史東京地裁総務課長, 杉崎直行東京地裁総務課課長補佐,
青木砂絵子東京地裁総務課庶務第一係長

第4 議題

「市民の声を裁判所の運営に反映させる方法について」

第5 配布資料

- 1 「地方裁判所・簡易裁判所利用者アンケートの趣旨・目的」と題する書面(「東京地方裁判所・簡易裁判所に来られた皆様へ」から始まるアンケート案添付)
- 2 「裁判所へ出される苦情, 御意見のまとめ」と題する一覧表

第6 議事

- 1 委員交代の報告及び新任委員の自己紹介

委員長から, 次のとおり委員の交代について報告し, 伊藤委員及び柴田委員から自己紹介があった。

- (1) 大野金司委員→伊藤聡委員(東京都生活文化スポーツ局広報広聴部都民の声課長)

- (2) 芝田俊文委員→柴田寛之委員(東京地方裁判所八王子支部長)
- (3) 平山幸雄委員→佐久間正法委員(警視庁刑事部刑事総務課長)

2 ミニフォーラム参加者の感想

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員】

- ◎ 5月23日実施の中野区のミニフォーラムの感想を委員にお願いします。
- 地方裁判所，民生委員，保護司，そして，青少年補導連絡会からの申し入れを中野区長は快く受け入れてくださり，区長の呼びかけで参加者が100名を超えての開催となりました。区役所の中の3つの場所が一杯で狭く感じましたが，大変盛り上がりました。終了後に，みんなで話し合ったのですが，1グループに3人程度の保護司が加っていたこともあり，保護司の立場からの意見がやや強くでていたと思います。また，裁判官からの方向付けもあって，それに期待しての意見を出していたグループや，全員一致の意見というグループもありました。私は，ビデオを見て中身を知っていたので，グループの中であえて違う意見を出してみたところ，周囲からそれは違うと強く反論されたということがあります，みんな真剣に参加しているなど実感しました。

終了後の感想としては，最初は懸念していた部分もありましたが，裁判官からひとつひとつ説明を受けてとてもわかりやすく，前向きに考えられるというような感想をたくさんいただきました。また，参加人数が多かったため，意見がばらばらとなってしまったというようなこともありましたが，それが，かえって味があってよかったとの感想もありました。参加させていただきよかったです。ありがとうございました。

- ◎ ありがとうございました。ミニフォーラムに来られる方は，関心のある方なので，積極的に意見を言っていただけだと思いますが，そうでない方たちから意見をいただくことができるかが，今後の課題だと思っています。
- 非常にいい感触を持っていただきありがとうございました。担当した2箇所と設営等の人もいたので，人数も多かったと思います。終了後にアンケートをとらせていただいたのですが，評議については，「評議の結論と，自分の意見がほぼ同じだった。」という方が13%，「評議の結論と自分の意見が違ったけれども，納得した。」という方が32.9%でした。「評議の結論と自分の意見が若干違った。」という方も5%いらっしゃいましたが，だいたい評議の結果には納得していただけたようです。次に，裁判官の説明が分かりやすかったかどうかについてですが，「分かりやすかった。」という方が90%でした。裁判官としてもかなり努力の成果が現われているかなというところで

すが、今後も、これを糧にいたしまして一層の努力をしていきたいと思ひます。

- 一点追加したいと思ひます。学生らしき若い方たちがグループで参加されていて、その方たちは、裁判官に対し、積極的に意見や質問をしていまして、勉強しにきているという感じでした。
- ◎ ありがとうございます。今の関係で何かありますか。なければ、次に、前回お願いしました弁護士委員の方からプレゼンをお願いしたいと思ひます。
- 前回、前々回と裁判所と検察庁から裁判員制度の取組等についてお話を伺い、私自身感銘を受けたのですが、実は、弁護士会の方でも同制度について具体的な実務の研修や連続講座等を行ったりしているところではあります。この度、プレゼンの依頼を受けまして、弁護士委員で話し合ったところ、弁護士会の同制度についての取組等をお話するよりも、裁判所委員会の原点にかえったお話をさせていただいた方がいいのではないかとということになりました。裁判所委員会ができた趣旨は、市民の声を裁判所の運営に反映させようということですので、その原点にかえって何をしたらいいかと考えた結果、裁判所を利用した方、来庁された方々の声を聴き、市民の利用しやすい裁判所を一緒に作っていくというのが有効ではないかとということになりました。

すでに、いくつかの裁判所では、市民アンケートを実施したことがあると聞いておりますが、それを参考にしながら考えていくのがいいのではないかとと思ひます。

要するに、市民の要望を伺い、その中から、地裁委員会が議論すべきテーマを選び、今後どのようなことをやっていったらいいかという提案をし、それをどうやって実現するかについて議論し、そして、市民に対し、それをフィードバックしていくという作業をしてはどうかということです。このアンケートが実施された場合には、市民の声を聴き、それを反映させようとする地裁委員会という場が東京地方裁判所にあるということを知らせる機会にもなると思ひますし、市民に開かれた裁判所というPRにもなると思ひます。

また、裁判員裁判に参加しやすい環境を作るにはどうしたらいいかという観点からみても、裁判所に市民が親近感を持つことができる、裁判所は、意外に話せば聞いてくれる、市民の声を受け入れるような姿勢を持っている所なんだなと知らせることは大切であり、裁判員として裁判所にくるといふ抵抗感を減らす効果があるのではないかと考えますし、このような受皿ができますと、これから、裁判員制度の改善意見の受皿にもなると思ひます。

アンケートの中身は、難しくないものとししました。裁判所の職員の対応などについても入れてあります。それについては、新しい要望を掴むということにもなるかもしれません。アンケート案には、まず、地方裁判所委員会という組織があるということを記載しました。アンケート事項としては、1 性別、2 年齢、3 来庁の回数、4 で、裁判の手續または法廷傍聴等で来たのかという来庁の目的について聞き、5 は、4 でアないしウの手續等で来たと答えた方に対するの質問で、6 は、4 でエの裁判傍聴等で来たと答えられた方に対するの質問、7 は5 でイの行き先となる部署が分からずに来たと答えた方に対し、行き先の場所はすぐに分かったかどうかと、分からなかった場合は、その理由も聞き、8 は、職員の対応や説明について聞いています。9 では、8 のアまたはウと答えた方にそのように感じた理由を聞き、10 では、弁護士を頼まずに当事者本人で事件関係者として来られた方に、初めて法廷に入ったときの印象を聞いています。これについては、弁護士と一緒に法廷等に行かなかった場合に、とまどう人もいるのではないかと思います、加えました。11 で、10 でアのとまどったと答えた方に対し、裁判所にどのような対応を望むかを聞き、最後にその他の意見欄を設けました。実施のイメージとしては、受付箱を庁舎内のどこかに用意し、その横にアンケート用紙を置き、記載したアンケート用紙をその受付箱に入れてもらうというイメージです。場合によっては、後日郵送する人やFAXで送りたい人もいるのではないかと思いますという意見もあり、意見欄の下に、そのような場合の文言を入れてみました。

裁判所側の当初考えていたプレゼンとは違うかもしれませんが、是非よろしく検討いただきたくお願いしたいと思います。

- ◎ 前回までに、裁判所や司法の大きな課題として裁判員制度の取組について話し合ってきましたので、そのような意味では、弁護士会のその問題意識、あるいはどのようなことに取り組んでおられるか、前回の検察庁に引き続いてやっていただこうかとも思っていました。しかし、そのようなことではないということですね。今の提案について、何かご意見がありますでしょうか。
- アンケート案の10、11あたりの質問について、事件でいらした被告というよりは、原告本人訴訟の方を想定されているのでしょうか。そうであるならば、民事部受付や各部の窓口に受付箱等を置くということを想定されているのでしょうか。また、法廷傍聴見学についても、入口付近の分かるようなところに置くということを想定されているのでしょうか。ものすごい数になると思いますが。

○ たくさんの人に書いてもらえれば嬉しい限りですが、私の経験上、実際にはアンケートに協力してくれる人はそれほど多くないと思います。各法廷に置くということではなく、霞が関の地裁本庁、簡裁の玄関ホールに、複数置かせていただければと思っており、例えば、総合受付カウンターの後ろの大きな柱の脇あたり、そして簡裁の正面から入ったところの柱の前あたりに置くのはどうかと思っております。

● 市民の声を聴くというのは、この委員会の役割であり、そして、その手段としてアンケートもひとつの有効な手段であるとは思いますが。しかし、市民の声を聴くにあたり、まず何についての声を聴くのかという点について、もっと議論してから開始しないと、質問項目もばらけてしまう危険性があります。裁判所と市民の間には様々な接点があり、例えば、当事者という立場の方、法廷傍聴にくる方、あるいは別の目的で来られる方がいて、様々な関わり合いの違いがあります。

また、東京地裁に来庁する方は膨大な数になりますので、アンケートの期間、集計の担当者を決めなくてはなりませんので、費用対効果を考える必要があります。

そうすると、まずはどのようなことについて意見を聴くのか、やるとすれば、アンケートという手段が一番効果的なのかどうかを十分に話し合い、その結果、アンケートが一番適切だということになれば、アンケートの項目を絞って決めていくという順番でやっていくのがいいのではないかと思います。そのような過程を経ずに実行に移してしまうと、質問項目でも様々な項目が考え得ると思うのですが、それを思いっただけでやっても、なかなか全体が出てこないのではないかと思います。その辺りについて、是非活発にご意見をいただけたらと思います。

◎ アンケートの目的について、作成者は、まず、場所がわかりにくいのではないかとという問題意識があるのでしょうか。

○ そうですね。まず、庁舎内の分かりやすさを中心に考えました。

◎ 例えば民事の当事者になろうとしている者というような、裁判所を必要として来ている人の意見をまず聴きたいということであれば、庁舎内よりも裁判所に着くまでに迷う人もいるかと思うのですが、そのことについては質問しないということでしょうか。

○ 今回のアンケートは、そうです。

◎ アンケートの10、11番は、どのような人を対象に考えているのでしょうか。事件関係者となると、証人で来られた方も入ってきますが。

○ 10、11番については、本人訴訟で初めて来られた原告と被告を対象として考えま

した。また、質問の趣旨は、裁判所の対応についてであり、弁護士をつけずに法廷に来て戸惑ったり、困ったことはなかったかという点で尋ねています。

- 裁判所に来た場合、あるいは裁判所の法廷に行くまでのアプローチについて聞いていますが、裁判が分かりやすかったかどうかについて聞くのがいいのかと思ったのですが。
- 今回は、物的、人的設備に焦点を当てました。裁判が分かりやすかったどうかについてまで聞くと、裁判の中身についてかなり入り込むことになりますので、その点の項目を設けず、意見欄のところでは書いてもらってもよいという方向で案を作りました。ただし、個別の事件の不服申立てはできませんという注意書きをしました。
- 今まで、民事訴訟法の研究者が行った調査としては、民事訴訟の当事者本人が和解に対してどのように評価をしているのかをアンケート調査した研究がございます（伊藤眞ほか「＜座談会＞当事者本人からみた和解－実態調査の結果を踏まえて」判例タイムズ1008号4頁（1999年））。

さらに、司法制度改革審議会が国民に利用しやすい民事訴訟制度の在り方を検討するために平成12年に行われました「民事訴訟利用者調査報告書」(<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/tyousa/2001/survey-report.html>)に関して、民事訴訟の実際の利用者が民事訴訟制度をどのように評価しているかを二次分析した研究がございます。（佐藤岩夫＝菅原郁夫＝山本和彦『利用者から見た民事訴訟』（日本評論社，2006年））。

法社会学者を中心として、現代社会において国民の生活に関わるいかなる法律問題がどの位発生しているのか、また、その法律問題を処理するために国民はいかなる問題解決行動をとっているのかに関して、全国調査が行われております（村山眞維＝松村良之編・紛争行動調査基本集計書（有斐閣，2006年））。

民事訴訟に関して、今まで行われてきた調査に対して、今回のアンケート調査はどのような目的で行おうとされているのでしょうか。私の専門は民事ですので、今まで述べました調査は、専ら民事の紛争および民事訴訟に限定されています。今回の調査は、刑事も含んでいるとすれば、今までの調査よりも対象が広く、新たな意義が認められると思います。

また、アンケート案の項目4に、「手続等の相談」とありますが、裁判だけではなく、かなり広範な事項について回答することが考えられますが、裁判所に対するアンケートとしてどのようにお考えなのでしょうか。

- 利用しやすい裁判所とは何かを探り、そして、そのような裁判所を目指そうというの

が今回のアンケート調査の目的です。例えば、第一步で、調査の分かりやすさ、職員の案内その他で、どんな声が出てくるのかを踏まえて、第二弾を考えようと思っています。

- アンケート案の項目1ないし7番までと、8番以降の質問の趣旨がかなり違います。委員からもお話があったとおり、東京地裁は庁舎も大きいことから、一般の方にとっては、分かりにくい部分があるのではないかということで、まず、裁判所に来た人が、自分の目的とする場所等に至るまでのアクセス的な部分はどうだったかといういわゆる入り口部分についてを質問してみました。次に、もう少し、踏み込んだ部分について質問することについては、かなりの思いを書かれてくることも考えられることからやめようということになりました。しかし、全く法廷についての部分について質問しないのもどうかと思ひまして、一般の方たちから見た8以降の項目を入れてみました。もうひとつの趣旨として、この委員会の知名度が低いので、今回のアンケートを実施することで、知名度をあげるきっかけとなるのではということもあります。あと、ご意見欄を最後に大きく設けた趣旨は、ここに何が書かれるのかを次回の参考とするために設けました。確かに、ご指摘のとおり、分かりにくい部分もあるかもしれませんので、質問を修正してやって行きたいと思います。
- アンケートの見直し方にも関わるとは思いますが、期間を限定して実施するつもりなのでしょうか。それとも、ある程度長い期間を考えているのでしょうか。
- イメージとしては、受付箱を8月上旬に置き始めて、9月20日頃まで置かせていただき、10月15日頃までに集約して、できれば次の委員会開催日前までに結果を事前に提示した上で、委員会の日を迎えたいと思っています。
- 現在、刑事の法廷傍聴者はとても増えておりますので、実施するとすれば、置き場所も考えますので、かなりの数が集まるのではと思います。その中にご意見欄に、かなりの幅広い事柄が記載されれば、その集約は大変なのではないかと思われまます。むしろ、案内板が少ない等のアクセス面についての調査をするのであれば、モニターを選んで、その方たちから、法廷の内容は分かりやすかったかどうか等の質問を含め、アンケートをとった方が有効な結果がでるのではないかと思います。集約を1箇月程度でするのは難しいと考えますがいかがでしょうか。
- モニターからアンケートを採るというのは、限られた人からとるということになりまます。開かれた裁判所ということからも、裁判所は大きく変わろうとしているというPRをするためにも、モニターに限らない方がいいと思います。回収期間が長いということ

であれば、短くしてもいいとは思いますが、また、集約に手間がかかるということであれば、弁護士会の地裁委員会バックアップ委員会の弁護士や職員の協力も考えております。

- 集約の量や集計の大変さは、やってみないと分からないといえ、東京地裁の中でもただ選択するだけではなく、意見を書くというアンケートをしたこともあり、その場合の集計の大変さはよく分かっています。それは、スタイルによってかなり違いますし、結果もそれぞれで予測し難いものといえます。しかしながら、アンケートをやるという前提で言いますと、それだけのエネルギー、労力を費やすとするならば、やはり、まず、テーマについて、何をやるか、何のためにやるかということをもっと詰めた上でやる方がいいのではないかと思います。委員がおっしゃるように、宣伝、広報の効果ということのみに着眼してやるならば、地裁委員会が皆様の意見を聴くという姿勢を見せたことに意義があるとも言えますので、それほどテーマを詰めなくてもいいとは思いますが。しかし、ものすごいエネルギーを費やすことになるかもしれないことを考えれば、先ほどご指摘がありましたように、これまでのアンケート調査との違いやすみ分け、項目の適正さをもう少し詰めて話し合う必要があると思います。そして、アンケート案の裁判所のアクセス面についての項目については、裁判所にも意見、苦情等を集約したものがありますので、アンケートという方法ではなくてもいいかと思いますが、過去にこの委員会でもそれについて議論したこともあり、そういうものとどういう風に使い分けていくのか、それとは別に何が必要なのかということを考える必要があると思います。その辺りを十分に詰めた上で、項目についての議論をした方がいいと思います。
- ◎ 以前の委員会で苦情等をとりまとめた資料をお配りして話し合ったことがありますが、その時の資料をこれからお配りします。様々な苦情がありますが、例えば、トイレの表示に対する苦情を受けて、それを分かりやすくするために大きな表示に改善したということなどもあったようです。それについては、その改善にかなりの予算をとった訳ですが、今度また同じ苦情があった場合に、どのような方向で対処するかなどについて、事前に対応を考えておく必要もあると思います。
- 市民の声を聴き、裁判所の運営に反映させていこうという趣旨については、異論はないと思います。ただ、私がアンケート案を見てまず思ったのは、これだけの手間とコストをかける目的と意義が不明だということです。しっかりした目的を持って設計しなければ、アンケートをやったという自己満足で終わってしまうのではないのでしょうか。

委員長が、トイレの案内板の話をされました。利用者に分かりやすいか、常時点検して行くのは必要だと思いますが、その類いの話であれば、市民にアンケートするまでもなく、まず我々地裁委員が点検するべきではないでしょうか。また、8月から実施という話がありましたが、8月は来庁者が少ないのではないかと。いずれにせよ、もう少し議論をして、中身を煮詰めるべきだと思います。

◎ 目的の場所に行くために来られる事件関係者に対し、案内板について質問してみるのはいいかと思います。傍聴に来る人は、裁判所に来て案内板がどうかということよりも、どうやったら裁判の情報を得られるのかについて関心をもっているでしょうから、事件関係者と傍聴者に、同じレベルで質問するのはどうかと思います。勿論、アンケートを実施することになってからの問題ではありますが。

○ それについては、市民委員の方々のご意見をお聴かせください。

○ 地裁委員会の本来の目的である市民の声を聴き、それを裁判所の運営に反映していくということで、生の市民の声を聴くというアンケートの実施について、私はいいと思います。ただし、裁判所の運営についての質問項目となると、たくさんあり得ると思われるので、本当に市民の声として出そうな質問をバランスよく絞って用意する必要があると思います。もうひとつは、地裁委員会の運営のためのアンケートでもあるわけですが、裁判所は、このような苦情等をまとめているシステムというのがあるのでしょうか。

◎ 各部に、または、地裁の総務課というところにそのような情報が寄せられるということになっておまして、配付した資料は、それらの情報を集めたものであり、寄せるシステムというのはありません。何か言いたいという方が来たとすれば、事件の関係であれば、その担当部署で話を聞くことにはなりますが、そこで聞ける範囲以外のことになれば、そこでは対応できませんので、最終的には総務課で対応することになります。

○ 苦情を言って来る方は、やはり強い意思をもった人がいってくるわけでしょうが、企業の方でも、苦情等を集約し、改善すべきところは改善していくことをしていき、裁判所でもそのような仕組みを作ればいいのではないのでしょうか。そして、そのような情報を地裁委員会にいただければそれでいいのではないかと思います。

◎ 裁判官のあり方について何か意見があれば、現在でも窓口を設けているところではありますし、それ以外について、単発にやることもありますし、そもそもこの委員会自体が市民の代表者にお越しいただいて市民の声を聴くことになっている訳であります。また、来年度からの裁判員制度において、まず、裁判員候補者の方々間違いなく受付ま

たは待合室等に行けるようにするために、その方たちに何かアンケートを採ることを考えるかもしれません。確かに、システマティックにはやっておきませんが、それは、裁判の中身について言いたいことがかなり多く、それは裁判手続の中で取り扱われるべきであって、そのような意見と他の一般的意見と分けることが難しいからだと思います。今回の提案も、そのような意見は除こうとしているのだと思いますが。

- 私の所属する部署は苦情受付の部署でありまして、世論調査も行っております。意見を述べさせていただきますと、まず、アンケートが集まるかどうかという懸念については、最初にアンケートの枚数を決め、集計可能な枚数を用意するという方法もあるかと思えます。また、私の課では世論調査のときに、最初に内部の職員に調査をしてみて、それをどのように受け止められるかを試してみたりしています。まずは、一般の方にとりあえず何十人かにやってみて、それを組み直して本アンケートを採るという方法も有用ではないかと思えます。どういう目的でどうやるかについては私の申し上げるべき部分ではありませんが、私の課は、一般の方々からの苦情や提案を承る部署ですので、実際にシステマティックにやってみているところです。実情ですが、まず、所管部署に、一方的な考えで一方的な苦情を寄せる方も中にはいまして、そしてその部署で自分の思う方向にならないということになると、私どもの方へ、その部署の職員の対応が悪いと訴えてくるということが多いのです。その仕組みを裁判所が作るとなると大変ではないかと思えます。中には、職員の対応が悪かったということもあり、改善するようなこともあります。いずれにせよ、人的な手当てというのは、今どこの組織の中でも大変だと思います。

- 私としても裁判所に来られる方の声を聴きたいと思えますし、その方法としてアンケートは有用ではないかと思えます。そして、何について聴くかということについては、裁判員制度を踏まえると、裁判所に足が向きにくい人も出てくると思えますので、その理由を考えなくてはならないと思うことから、裁判所に来た人に、裁判所の印象なり利用しやすさを質問するのが今後の為になるのではないかと思えます。また、先ほどいただいた苦情の例を参考にして、仕組みがとれないかなと思えますし、実際にそのように困っているのかどうかについて、そして、いったい何に困っているのかということ进行调查するにあたっては、アンケートを採るということでやって行っただろうかと思えます。先ほどお話があったように、アンケート項目を絞り、ある程度的人数でまずはやってみて、そして、そのやり方を考えてみるのもいいと思えました。何らかの方法で意見を吸

い上げることはしたいと思います。

- 裁判所は、普通は行かないところと思っておりました。私としては、傍聴に来た方と弁護士を立てて事件の関係で来られた方とは状況が違いますので、アンケートを別にした方がいいのではないかと思います。また、裁判所に対して苦情を持った方が行き来していることを考えると、その質問の仕方を考えるのも難しいなと思います。そして、できれば、弁護士をつけないでという表現の質問がありましたが、そこでは、弁護士をつけないと難しいというような感じにも受け取れると思いますので、弁護士という言葉を入れなくて質問できればいいかなと思いました。
- 私もアンケートを採るならば、その趣旨は分かりますが、どういう人に対して、どういう目的で採るのかについて決めてからにしないといけないと思います。
- 実際に苦情はありますが、苦情ばかりではありません。アンケートを採ることはいいと思いますが、質問項目については考える必要があると思います。
- ◎ それでは、どうされますか。
- 貴重な意見をいただき、実行する余地はあると思います。質問項目についての聞き方については考えなければいけないということも確かにありますので、8月からは厳しいと思います。あまり延ばしていてもよくないと思いますので、次回に延ばすにしても、やることについてはいいのではないかと考えております。
- ◎ 場合によっては、裁判所でどういうふうにするか検討するということも考えましたが、まずは提案者がどういうことをやりたいと思っているか、いろいろな意見も出たところですので、もう少しご検討されるということであれば、それでもいいかと思います。
- 事務局の方で、具体的な段取りや打ち合わせをさせていただければと思いますが。
- 繰り返しになるかもしれませんが、アンケートの目的は何かという絞り込みの議論ももう少しここでやり、共通認識を持った上で、質問項目という技術的な部分をやっていかないと、またそこで、まとまらないことも出てくると思いますが。
- ◎ 今の段階では、質問項目もまだ決まっていませんし、またその質問が必要なのかも分からない状態ですので。
- 先ほど、対象人数を決めてまずはやってみるというご提案がありましたが、まずはそれをしてもいいのではないかとと思うのですが。
- 試験的にやるにしても、委員のおっしゃるように、その目的を何に置くかをこの委員会で決めなければならないと思います。このアンケートを実施することで、一番大変に

なるのは裁判所です。また、たとえば世論調査においても、その質問を設定するという事は、結果によって、政策を変えるということまで覚悟を決めた上で質問を作ります。そうでないと意味がないですから。また、経費も掛かることですので、先々を見越した上でやっていかないといけないと思います。

- 裁判所に来る人たちの意見を聴くためにやるのですから、裁判所の都合を考えてから質問項目を作るということにはならないと思います。
- ◎ 今日はこれから、裁判員裁判用の法廷と質問手続室や待合室の見学をしていただくかと思ひまして準備してありますので、継続して案を考えていただくということによろしいでしょうか。
- 親しみやすい裁判所を目指すということであれば、それをどうやって現実化していくかということになり、それには、必ずしもアンケートが最善の方法と思っている訳ではありません。現状の不具合を認識するアンケート後に改善案を募集し、その中で良い案を改善策を組あげていくというのも現実的な一つの方法ではないかと思ひます。また、効率的な中からの改革という意味で職員からも改善案を募集し、その中で良い案を採用していくというのもひとつの方法かと思ひます。
- ◎ それでは、次回は引き続きアンケートについて協議していただくことにします。次回には、司法を利用しやすいものとするために設立された法テラスの方にお越しいただきお話を伺い、司法としてどうすべきかということをお話し合っていきたいと思ひておりましたが、それは、その後に行いましょうか。
- でも、次の会でもどのような意見がでてくるのか分かりませんし、場合によっては2時間くらいかかることもあるかもしれません。
- 委員の方々に予め意見を寄せていただいて、それを我々で検討する方法もあるのではないかと思ひますが。
- しかしですね、地裁委員会で出すアンケートであれば、その方向でみんなの意見がまとまってからでないと、また、まとまらなくなるのではないのでしょうか。
- 期日間に委員間で相談されるなりしたらどうかと思ひますが。
- どこかでこれでやろうというテーマが決まれば、どうやるかについては技術的なことですのでやっていけると思ひますが、何をテーマにしてやるべきかについての議論は絶対にやっておかなければ、意見のある委員だけが集まっても、やはりまとまらないのではないかと思ひます。例えば、出てきたものについて、それでは足りないとして、もっ

と内容について踏み込むべきではないかとか、あるいは、内容的なことは難しいので、もっと入口の部分についてやるべきだというような様々な意見もでてくるかもしれません。今日は、そこまでも行き着かなかった訳ですが、次回までに、意見を用意してきていただいても、異論があれば、また、まとまらないことになりますので、次回は、委員全員で話し合う必要があると思います。

- ◎ それでは、次回は弁護士委員からの案を再度提示していただいて、それについて話し合って行きたいと思います。
- アンケート項目案については、弁護士委員として再度検討します。次回委員会で、是非ご検討をお願いします。
- お配りいただいた苦情の資料については、3年前のものでありますので、できれば、新しいものを資料として出していただけたらと思います。分かる範囲で結構ですので、苦情だけでなく出していただけたらと思います。
- ◎ 分かりました。
- 地裁委員会の協議テーマの選定のために、法テラスの方のお話を延期するのはどうかと思いますので、法テラスの方が来ていただけるならば、来てお話していただいた方がいいかと思います。
- ◎ もし、法テラスの方が、1時間程度で話をして、みなさんの感想等も聞くことを考えているのであれば、次回お越しいただいてお話を伺うことも可能であると思いますので、その点を確認して次回の予定を連絡するというところでよろしいでしょうか。
それでは、その点はお任せいただくことにして、次回期日は、みなさんの都合のいい日である11月21日金曜日の午後3時に指定させていただきます。会場については追ってご連絡いたします。
それでは、この後、裁判員裁判用の法廷にご案内いたします。

以 上